Ver 1.0

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	高知県土佐町「朝日・輝く森」間伐推進プロジェクト
プロジェクト代表事業者名	高知県土佐町長　西村 卓士　印

提　出　日　2010年10月25日
受　理　日　　年　月　日
最終版提出日　　年　月　日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	高知県土佐町(コウチケントサチョウ)		
住所	〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194番地		
代表者氏名	土佐町長　西村　卓士	担当者氏名	筒井美和
担当者所属	土佐町産業建設課	担当者役職	主監
担当者 E-mail	Tsutsui-miwa@town.tosa.kochi.jp	担当者電話番号	0887-72-0400
プロジェクトでの役割	プロジェクト申請、モニタリング報告、クレジット取得、QAQC 体制の整備等		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	土佐町森林組合(トサチョウシンリンクミアイ)		
住所	〒781-3401 高知県土佐郡土佐町土居26－1		
代表者氏名	代表理事組合長 高石 省三	担当者氏名	筒井 正徳
担当者所属	指導課	担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	0887-82-0140
プロジェクトでの役割	森林施業(間伐)、モニタリング、教育訓練の実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	(株)朝日技研		
住所	高知県土佐郡土佐町土居1075		
代表者氏名	山崎 祥志郎	担当者氏名	山崎 祥志郎
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail		担当者電話番号	0887-82-0717
プロジェクトでの役割	協働の森パートナーズ企業(協賛金の提供)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	高知県土佐町(コウチケントサチョウ)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)口座番号 ※6	未取得		

ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者	土佐町
公的な報告・公表制度	なし
自主的な報告・公表対象	なし

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を

指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
※5:高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
※6:高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
※7:高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①

	項目
B.1 プロジェクト活動	B.1.1 プロジェクトの目的及び内容 【目的】 本事業では、土佐町内の森林の整備を加速化させることで、活発な光合成による二酸化炭素(CO2)の吸収を促進すること、また、森林整備によるCO2吸収量について、オフセット・クレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して森林整備(間伐・作業道整備)を更に進めることを目的とする。 また、計画的な森林整備よって林業従事者の就労の場を確保し、雇用の安定化と担い手の育成・確保など、林業再生を図る目的も持ち合わせている。 【内容】 本事業は、高知県土佐町に位置する土佐町有林を活用したプロジェクトである。 このプロジェクトでは、町有林のうち間伐の必要なスギ、ヒノキの人口林 61. 31ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づいて間伐施業を実施する。 なお、オフセット・クレジット(J-VER)制度に取り組むことで、追加的資金が得られ、町の財政負担を軽減しつつ、森林整備の推進を図ることが可能となる。さらに、森林の公益性を高めるとともに、温暖化対策としての CO2 吸収源対策の推進や生物多様性の増大が期待される。 また、森林整備が加速し、森林資源の循環が図れることで安定的な雇用の創出や、山村地域での人口減の抑制・新規定着など、山村地域の産業振興が推進される効果が期待される。更に、当プロジェクト実施により林業が採算の取れる産業として位置付けられ、町内の民有林における森林整備のモデルとなることも期待される。
	B.1.2 プロジェクト実施前の状況 (1) 背景 土佐町の総面積は、21,211ha あり、このうち森林面積が 18,607ha と 87%を森林が占めている。また、民有林の面積は 15,564ha で 83%にあたる。この民有林のうち、82%が

人工林で森林資源の豊富な町である。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、木材価格の低迷や森林所有者の森林整備に対する意欲の減退、林業の担い手の減少などにより森林整備の遅れが問題となっている。

（2） 土佐町の取組の現状

ア 町有林の整備の推進

木材価格が低迷する一方で、経営コストが増加するなど、林業経営の採算性が著しく悪化する中で、小規模に分散している森林の所有形態や高齢化・減少している林業の担い手の問題などが、林業経営による森林管理を阻害している大きな要因ともなっている。

土佐町では、こういった現状の中でも、町有林の森林整備を進め、森林の多面的機能の発揮を目指し、また、他の民有林のモデルとなるような森づくりを行っている。

イ 「協働の森づくり事業」の推進

土佐町では、企業、県の協力により「協働の森パートナーズ協定」を締結し、よりよい環境づくりのため、企業からの協賛を得て、町有林を対象とした森林の再生のための森林整備や地域住民との交流事業を企業と手を携えて取り組んでいる（図1）。

図1　協働の森パートナーズ協定

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

【間伐間隔】

対象林の間伐間隔については、森林施業計画に基づいた森林施業の実施に関する長期の方針により実施するものとし、森林の区分等により伐期齢に達するまで約 10 年間隔で実施する。主伐・植栽についても森林施業計画を遵守し実施する

【定量間伐か、定性間伐か】

定性間伐（単木間伐）により実施

【間伐率】

本数間伐率 30%もしくは 40%（選択制）

<table>
<tr><td></td><td>【その他の削減・吸収達成手段】
当プロジェクト対象森林については、持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後 10 年間の 2023 年 3 月 31 日まで森林施業計画を更新していくこととする。</td></tr>
<tr><td>B.2 採用技術</td><td>プロジェクトで使用する設備・機器等
（プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。
<table>
<tr><th>機器名</th><th>メーカ名</th><th>耐用年数</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>GPS 受信機</td><td>ﾄﾘﾝﾌﾞﾙ</td><td></td><td>平成22年</td><td>標高測定器</td></tr>
<tr><td>ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾚｰｻﾞｰｺﾝﾊﾟｽ</td><td>ﾚｰｻﾞｰﾃｸﾉﾛｼﾞｰ</td><td></td><td>平成22年11月</td><td></td></tr>
<tr><td>ﾛｰﾌﾟ</td><td>ミリオン</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ﾎﾟｹｯﾄｺﾝﾊﾟｽ</td><td>牛方</td><td></td><td>平成11年5月</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">B.3
プロジェクト
実施場所</td><td>実施事業所名</td><td>土佐町森林組合</td></tr>
<tr><td>住所
土佐町瀬戸ナカヲ
1033-1、1035-1、1048-8</td><td>森林施業計画認定番号18－3（変1－22）
別添資料1のとおり</td></tr>
</table>

	概要	（プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。） 当プロジェクトは、プロジェクト代表事業者である土佐町の所有する森林であり、森林施業計画の認定を受けている森林である。 この森林施業計画の対象森林の一部にプロジェクト参加者以外の企業（駒井鉄工株式会社）の協働の森づくり事業の対象森林がある。この企業については、高知県協働の森 CO2 吸収認証制度による、CO2 吸収証書の発行を希望しており、二重評価の防止の措置をとるためプロジェクト対象地から除外している。 【土佐町位置図】 【プロジェクト対象森林位置図】 資料3－1のとおり

B:プロジェクト活動の概要②

B.4 プロジェクト期間		2007 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日（ 6 年 0 ヶ月）					
B.5 クレジット期間 ※1		2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	30	41	65	85	85	306
B.7 モニタリング報告の頻度	年 1 回を予定						
B.8 補助金	受給の有無（いずれかに○）	受給している ／ 申請中 ／ 検討中 ／ 受給しない（プロジェクト実施地の一部については、緑の雇用制度による間伐施業を実施している。）					
	補助事業名称	高知県造林事業費補助金					
	補助金額（申請額含む）	円					
	補助対象年月日	2010年11 月 ～2011年3月					
	補助金を受給していることを証明する書類	（施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補助金受給事業については、資料を必ず添付すること）					
B.9 他制度への申請 ※3	申請の有無（いずれかに○）	㊒ ／ 無					
	制度名（有の場合のみ）	協働の森づくり事業 土佐町では、平成 22 年 6 月 21 日に、株式会社朝日技研と朝日協力企業会、高知県との四者による協働の森づくり事業「朝日・輝く森パートナーズ協定」を締結しており、当プロジェクトの対象森林の事業費の一部は企業の協賛金を受けて実施されることとなっている。 また、対象地は高知県 CO2 吸収認証制度の対象となっているが、これまで吸収証書の発行申請をしておらず、今後も発行を希望することはない。					

備考	プロジェクト遂行に影響を及ぼすリスクとして豪雨、台風等に伴う風倒、土砂崩れ、ナラタケ病、ニホンキバチ、ニホンジカなどによる病虫獣害、人為的、自然発生的山林火災が考えられる。 対処法としては、自然災害においては森林国営保険による填補、その他については自力の植栽を実施することで、災害に対するリスクに備えることとしている。

※1：クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。
※2：想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
※3：海外の VER 制度や都道府県等のCO_2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用

C.1 ポジティブリストの適格性基準との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. 001 ver. 3.0
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	当プロジェクト実施地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。
	C.1.3 条件2	当プロジェクトでは、森林施業計画単位での申請が困難であることから、間伐対象地のみを抽出し、プロジェクト対象地としている。 また、当森林施業計画において、土地転用及び主伐は計画されておらず、2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）が計画されている。
	C.1.4 条件3	施業計画の認定番号：18-3（変 1-22） 期 間：2006 年 8 月 25 日から 2011 年 8 月 24 日 認 定 日：2006 年 8 月 22 日 変 更 認 定 日：2010 年 6 月 18 日
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM 001 ver. 3.0
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論
C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	（オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明）

準拠の説明	説明
□全く準拠しない	
□一部準拠しない	
☒全て準拠する	

<table>
<tr><td></td><td>C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択</td><td>（オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合）
<table>
<tr><th>モニタリングパラメータ</th><th>モニタリングパターン</th><th>選択の理由</th></tr>
<tr><td rowspan="2">活動量</td><td>□森林 GIS</td><td></td></tr>
<tr><td>☒実測</td><td>モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver.1.6 の【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測（森林測量）に基づく方法で実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">拡大係数</td><td>□実測</td><td></td></tr>
<tr><td>☒公表資料、学術論文等</td><td>モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver.1.6 の【活動量のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-26,27 の係数を使用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収穫予想表</td><td>□システム収穫表（LYCS 等）</td><td></td></tr>
<tr><td>☒文献・資料（行政機関の資料・学術論文等</td><td>モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver.1.6 の＜収穫予想表＞パターン2により平成 18 年 10 月 27 日、高知県森林部（現高知県林業振興・環境部で定められた長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表（スギ・ヒノキ）（資料4）を使用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態（ベースラインシナリオ）</td><td>C.4.1 ベースラインシナリオ（BLS）の特定</td><td>（プロジェクトが実施されなかった場合の状態（ベースラインシナリオ）の説明）
間伐促進型： 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007 年度以降に実施されていない状態。</td></tr>
</table>

（ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性）

データの信頼性・入手可能性	説明
□低い	
☒低くない	

（森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報）

施業計画通りに実施しない可能性	説明
□可能性がある	
☒可能性がない	

（プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報）

転用の可能性	説明
□可能性がある	
☒可能性がない	

C.4.2BLS に関連した温室効果ガス排出源・吸収源の特定

（温室効果ガス排出源・吸収源）

温室効果ガス排出源・吸収源	説明
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし

リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。

リーケージの種類	説明
□本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし
□本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし

（温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準）

温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明
□使用	
☒使用しない	

<table>
<tr><td>C.5 排出量・吸収量の定量化</td><td>C.5.1 不確かなデータの使用</td><td>（吸収量の定量化における不確かなデータの使用）

<table><tr><th>不確かなデータの使用</th><th>説明</th></tr><tr><td>☐使用する</td><td>（不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。）</td></tr><tr><td>☒使用しない</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>■ C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源</td><td>（モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する）

<table><tr><th>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th><th>説明</th></tr><tr><td>☐存在する</td><td></td></tr><tr><td>☒存在しない</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>C.6 モニタリングプロットの設置</td><td></td><td>（モニタリングプロットの設定方法に関する記述）
別紙3－3のとおり</td></tr>
<tr><td>C.7 備考</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※1：ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他

D.1 関連する許認可及び関連法令

（想定される関連法令等については、方法論の記載を参照のこと）

なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。

		該当しない	該当する
1	森林・林業基本法	☐	☒第 9 条森林所有者としての責務 ☐その他（具体的に：　　）
2	森林法	☐	☐第 5 条地域森林計画 ☒第 11 条森林施業計画 ☐その他（保安林制度　）
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）	☒	☐
4	種の保存法	☒	☐
5	鳥獣保護法	☒	☐
6	騒音規制法	☒	☐
7	景観法	☒	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	☐
9	環境影響評価法	☒	☐
10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	☒	☐
11	その他	☒	☐

D.2 ステークホルダー（森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等）のコメント	土佐町では、すべての町有林について土佐町森林組合と管理委託契約を締結することで、間伐を始めとする森林整備を進めており、今後においても引き続き、森林整備を行っていく予定です。 当該プロジェクトは認定を受けた森林施業計画のうち、一部はみどりの雇用担い手対策事業により間伐施業を行った箇所であり、プロジェクト対象地はすべて土佐町有林となっています。 なお、当該森林施業計画は、駒井鉄鋼株式会社の協定森林が含まれており、プロジェクト対象地から除外しているが、プロジェクト内容及び森林施業遵守について充分説明し確認いただいております。 また、森林施業計画を更新するとともに森林国営保険に加入することにより永続性を担保します。
D.3 その他特記事項	当該プロジェクト地については、森林法第５条に規定された森林である。また、関連する許認可及び関係法令については保安林に該当する箇所がある。 土佐町森林施業計画　認定番号 18-3（変 1-22） ・一部が土砂流出防備保安林、水源涵養保安林に指定されている。 プロジェクト実施地に係る許認可、届け出に係る書類については別途添付（資料1－P）